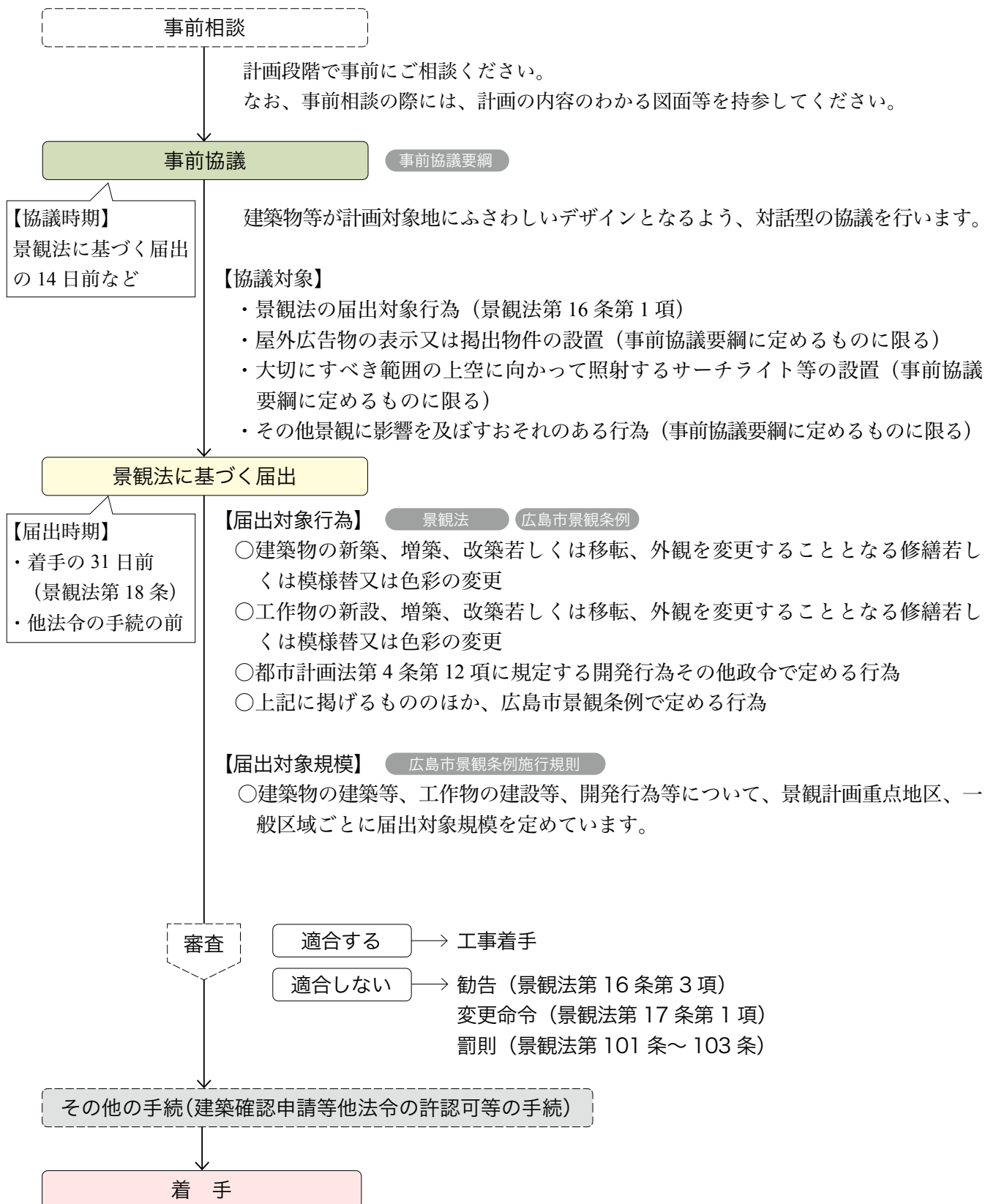


第6章 届出等の手続について

1 手続の流れ

景観法に基づく届出制度及び事前協議制度に係る手続の流れを以下に示します。



2 提出書類

手続に当たっては、各々、以下の書類を作成し、手続窓口へ提出してください。

なお、事前協議書や届出書・通知書等の様式は市ホームページよりダウンロードして作成してください。また、書類の作成に当たっては、記入方法を参考にしてください。

(1) 事前協議

建築物・工作物に係る行為		開発行為		正・副 2 部			
・広島市景観計画区域内行為事前協議書【第3号様式】 <添付図書> ・付近見取図 ・配置図 ・各階平面図 ・完成予想図（パース含む） ・景観チェックリスト【第7号様式】 ・付帯等する屋外広告物又は掲出物件に係る図面 ※高さが45mを超える建築物又は工作物に係る行為の場合、景観シミュレーションの結果等の当該行為による都市景観に与える影響の分かるものを添付してください。 ※原爆ドーム北側眺望景観保全エリア内の場合、ひろしま地図ナビの写し等の各部分の高さが、高さの最高限度の基準以下であることが分かるものを添付してください。		・広島市景観計画区域内行為事前協議書【第3号様式】 <添付図書> ・付近見取図 ・現況カラー写真 ・現況図 ・土地利用計画図 ・造成計画平面図 ・造成計画断面図 ・設計図又は施行方法を明らかにする図面 ・完成予想図（パース含む） ・景観チェックリスト【第7号様式】			事前協議書 添付図書一式		
土石の採取、鉱物の掘採、土地の形質の変更、物件の堆積		屋外広告物の表示又は掲出物件の設置		サーチライト等の屋外照明設備の設置		その他景観に影響を及ぼすおそれのある行為	
・広島市景観計画区域内行為事前協議書【第3号様式】 <添付図書> ・付近見取図 ・現況カラー写真 ・現況図 ・計画断面図 ・計画断面図 ・完成予想図（パース含む） ・景観チェックリスト【第7号様式】		・広島市景観計画区域内行為事前協議書【第3号様式】 <添付図書> ・配置図 ・屋外広告物又は掲出物件の図面 ・景観チェックリスト【第7号様式】		・広島市景観計画区域内行為事前協議書【第3号様式】 <添付図書> ・設置の内容を表す図面 ・景観チェックリスト【第7号様式】		・広島市景観計画区域内行為事前協議書【第3号様式】 <添付図書> ・行為の内容を表す図面 ・景観チェックリスト【第7号様式】	

(2) 高さに関する事前協議

建築物・工作物に係る行為	正・副 2 部
- 広島市景観計画区域内行為事前協議書（高さに関する事前協議）【第4号様式】 <添付図書> - 付近見取図 - 現況カラー写真 - 立面図（各面） - 完成予想図（パース含む） - 配置図 - 景観シミュレーションの結果	事前協議書（高さに関する事前協議） 添付図書一式

(3) 景観法に基づく届出（通知）

景観法に基づく届出（通知）

添付図書については、60～61ページの4(1)添付図書の一覧を参照してください。

- 広島市景観計画区域内行為（変更）届出書【第1号様式】又は広島市景観計画区域内行為通知書【第2号様式】
- 添付図書一式

1 部
届出書（通知書）
添付図書一式

ア 事前協議から変更や追加がない場合

(1)の事前協議が調い、事前協議済証の交付を受けた場合、事前協議済証の写しを添付することにより、添付図書の省略ができます。

- 広島市景観計画区域内行為（変更）届出書【第1号様式】又は広島市景観計画区域内行為通知書【第2号様式】
 - 事前協議済証の写し
- ※添付図書の省略

1 部
届出書（通知書）
事前協議済証（写し）

イ 事前協議から変更がある場合又は事前協議をしたが協議済みにならなかった場合

添付図書については、60～61ページの4(1)添付図書の一覧を参照してください。

- 広島市景観計画区域内行為（変更）届出書【第1号様式】又は広島市景観計画区域内行為通知書【第2号様式】
- 添付図書一式

1 部
届出書（通知書）
添付図書一式

3 書類等の様式・記入方法

(1) 広島市景観計画区域内行為事前協議書

正・副それぞれにチェックを入れ、添付図書を添えたものを2部作成してください。

提出日を記入してください。

第3号様式（要綱第3条関係）

広島市景観計画区域内行為事前協議書

☐正 ☐副

令和 年 月 日

広島市長 宛て

協議者 住所
(建築主等) 氏 名
電 話
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

広島市景観計画区域内における行為について、景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱第3条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり協議します。

行 為 の 場 所	広島市 区												
行 為 の 名 称 (建築物等の名称)													
地区・区域区分	☐ 景観計画重点地区(地区(地区)) ☐ 一般区域 ☐ 主な幹線道路等に面する部分 ☐ 主な河川又は港湾に面する部分 ☐ リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所 ☐ 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(☐ 第一エリア ☐ 第二エリア)												
行 為 の 種 類	<table><tr><td>☐建 築 物</td><td>☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐外観を変更する修繕・模様替 ☐外観の色彩変更</td></tr><tr><td>☐工 作 物 1 ☐工 作 物 2 ☐工 作 物 3</td><td>工作物の種類 () ☐新設 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐外観を変更する修繕・模様替 ☐外観の色彩変更</td></tr><tr><td>☐開 発 行 為 等</td><td>☐開発行為 ☐土石の採取、鉱物の掘採 ☐土地の形質の変更 ☐屋外における土石、廃棄物などの物件の堆積</td></tr><tr><td>☐屋 外 広 告 物</td><td>屋外広告物の種類 ()</td></tr><tr><td>☐ソーチライト等の 屋外照明設備</td><td>屋外照明設備の種類 ()</td></tr><tr><td>☐その他景観に影響を及ぼすおそれのある行為</td><td>行為の内容 ()</td></tr></table>	☐ 建 築 物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観を変更する修繕・模様替 ☐ 外観の色彩変更	☐ 工 作 物 1 ☐ 工 作 物 2 ☐ 工 作 物 3	工作物の種類 () ☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観を変更する修繕・模様替 ☐ 外観の色彩変更	☐ 開 発 行 為 等	☐ 開発行為 ☐ 土石の採取、鉱物の掘採 ☐ 土地の形質の変更 ☐ 屋外における土石、廃棄物などの物件の堆積	☐ 屋 外 広 告 物	屋外広告物の種類 ()	☐ ソーチライト等の 屋外照明設備	屋外照明設備の種類 ()	☐ その他景観に影響を及ぼすおそれのある行為	行為の内容 ()
☐ 建 築 物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観を変更する修繕・模様替 ☐ 外観の色彩変更												
☐ 工 作 物 1 ☐ 工 作 物 2 ☐ 工 作 物 3	工作物の種類 () ☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観を変更する修繕・模様替 ☐ 外観の色彩変更												
☐ 開 発 行 為 等	☐ 開発行為 ☐ 土石の採取、鉱物の掘採 ☐ 土地の形質の変更 ☐ 屋外における土石、廃棄物などの物件の堆積												
☐ 屋 外 広 告 物	屋外広告物の種類 ()												
☐ ソーチライト等の 屋外照明設備	屋外照明設備の種類 ()												
☐ その他景観に影響を及ぼすおそれのある行為	行為の内容 ()												
事前協議要綱第5条第5項（高さに関する事前協議）に基づく協議済証年月日及び番号	平成 年 月 日 広 第 号 令和												
代 理 者 ※1	<table><tr><td>住 所</td><td></td></tr><tr><td>氏 名</td><td></td></tr><tr><td>電 話</td><td></td></tr></table> 上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。 (委任事項) ☐ 上記の行為に関する本書(関係図書を含む。)の提出及び訂正並びに広島市から交付される文書の受領に関する一切の権限 ☐ その他()	住 所		氏 名		電 話							
住 所													
氏 名													
電 話													

計画している地区にチェックを入れ、景観計画重点地区の場合は、地区の名称を記入してください。また、その他「主な幹線道路に面する部分」等に該当する場合、チェックを入れてください。地区・区域の範囲については、「ひろしま地図ナビ」を参照してください。

工作物1、2、3の区分は、P15及びP16を参照してください。

代理の方が手続をされる場合に記入してください。

協議者は、建築主とし、法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称、代表者の氏名を記入してください。

外観の色彩の変更：既存の建物について、外壁各面の面積の2分の1を超える外観の塗り替えを行う場合はチェックしてください。

高さに関する事前協議を行い、協議が調った場合、協議済証の年月日と番号を記入してください。

受 付 欄	令和 年 月 日	第 号
備考		

注意
1 □欄は、該当する□にチェックしてください。
2 ※1印の欄は、協議者に代わって代理の方が手続をされる場合に記入してください。協議者本人の場合は記入不要です。
3 太枠の欄内には、記入しないでください。

54

(2) 広島市景観計画区域内行為事前協議書（高さに関する事前協議）

正・副それぞれにチェックを入れ、添付図書を添えたものを2部作成してください。

提出日を記入してください。

第4号様式（要綱第4条関係）

広島市景観計画区域内行為事前協議書（高さに関する事前協議）

☐正 ☐副

令和 年 月 日

広島市長 宛て

協議者 住所
(建築主等) 氏 名
電 話

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

広島市景観計画区域内における行為について、景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱第4条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり協議します。

行 為 の 場 所	広島市 区	
行 為 の 名 称 (建築物等の名称)		
地区・区域区分	☐ 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区 (B地区)	☐ 高さの基準 a (20m) ☐ 高さの基準 b (25m) ☒ 高さの基準 c (37.5m) ☐ 高さの基準 d (50m)
	☐ 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区 (C地区)	高さの基準 b' (25m)
	☐ 縮景園周辺地区	高さの基準 (38m)
行 為 の 種 類	☐ 建 築 物	高さ ()m ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観を変更する修繕・模様替 ☐ 外観の色彩変更
	☐ 工 作 物	工作物の種類 () 高さ ()m ☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観を変更する修繕・模様替 ☐ 外観の色彩変更
代 理 者※2	住 所	
	氏 名	
	電 話	
上記の者を代理者と定め、下記の事項を委任します。 (委任事項) ☐ 上記の行為に関する本書（関係図書を含む。）の提出及び訂正並びに 広島市から交付される文書の受領に関する一切の権限 ☐ その他 ()		

協議者は、建築主とし、法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称、代表者の氏名を記入してください。

地盤面からの高さ（塔屋等を含む）を記入してください。算定基準はP12及びP17を参照してください。

外観の色彩の変更：既存の建物について、外観各面の面積の2分の1を超える外観の塗り替えを行う場合はチェックしてください。

計画している地区にチェックを入れ、景観計画重点地区の場合は、地区の名称を記入してください。また、その他「主な幹線道路に面する部分」等に該当する場合、チェックを入れてください。地区・区域の範囲については、「ひろしま地図ナビ」を参照してください。

代理の方が手続をされる場合に記入してください。

受 付 欄	令和 年 月 日	第 号
	備考	

注意

- 1 ☐欄は、該当する☐にチェックしてください。
- 2 ※2印の欄は、協議者に代わって代理の方が手続をされる場合に記入してください。協議者本人の場合は記入不要です。
- 3 太枠の欄内には、記入しないでください。

(3) 広島市景観計画区域内行為（変更）届出書

提出日を記入してください。

第1号様式（法第16条関係）

広島市景観計画区域内行為（変更）届出書

令和 年 月 日

広島市長 宛て

届出者 住所
(建築主等) 氏名
電話
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

協議者は、建築主とし、法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称、代表者の氏名を記入してください。

計画している地区にチェックを入れ、景観計画重点地区の場合は、地区の名称を記入してください。また、その他「主な幹線道路に面する部分」等に該当する場合、チェックを入れてください。地区・区域の範囲については、「ひろしま地図ナビ」を参照してください。

工作物1、2、3の区分は、P15及びP16を参照してください。

代理の方が手続をされる場合に記入してください。

事前協議を行い、協議が調った場合、協議済証の年月日と番号を記入してください。

事前協議を行い、協議が調った場合で、行為の内容に全く変更がない場合に限り、協議済証の写しを添付することにより、添付図書（図面等）を省略することができます。また、この場合、行為の着手の制限期間を7日に短縮します（通常30日）。

行為の場所	広島市 区
行為の名称 (建築物等の名称)	
地区・区域区分	☐ 景観計画重点地区(地区(地区)) ☐ 一般区域 ☐ 主な幹線道路等に面する部分 ☐ 主な河川又は港湾に面する部分 ☐ リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所 ☐ 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(☐ 第一エリア ☐ 第二エリア)
行為の種類	☐ 建築物 ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観を変更する修繕・模様替 ☐ 外観の色彩変更 ☐ 工作物1 工作物の種類 () ☐ 工作物2 ☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観を変更する修繕・模様替 ☐ 外観の色彩変更 ☐ 工作物3 ☐ 開発行為 ☐ 土石の採取、鉱物の掘採 ☐ 土地の形質の変更 ☐ 屋外における土石、廃棄物などの物件の堆積
行為の期間	着手予定日 令和 年 月 日 ~ 完了予定日 令和 年 月 日
事前協議要綱第5条第3項（事前協議）に基づく協議済証年月日及び番号	平成 年 月 日 広島 第 号 令和
計画の内容	☐ 景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱第6条第2項の規定により添付図書を省略（この場合、同要綱同条第3項の規定により、行為の着手の制限期間を7日に短縮） ☐ 別添の図書のとおり
代理者 ※1	住所 氏名 電話 上記の者を代理者と定め、下記の事項を委任します。 (委任事項) ☐ 上記の行為に関する本書(関係図書を含む。)の提出及び訂正並びに広島市から交付される文書の受領に関する一切の権限 ☐ その他()

受付欄	令和 年 月 日	第 号
備考		

注意

1 ☐欄は、該当する☐にチェックしてください。

2 ※1印の欄は、届出者に代わって代理の方が手続をされる場合に記入してください。届出者本人の場合は記入不要です。

3 太枠の欄内には、記入しないでください。

(4) 景観チェックリスト

ア 第一面：届出行為概要書（建築物の例）

第7号様式（第一面）【建築物】

景観チェックリスト
(第一面:届出行為概要書)

行為の名称を記入してください。

【行為の名称（建築物の名称）：】

届出行為に係る面積、高さを記入してください。

既存建築物と一体で増築する場合、既存部分の面積、高さを記入してください。なお、増築の考え方は、P13(工作物はP18)をご覧ください。

建築物の概要	主要用途	敷地面積		㎡
	構造	造	規	模
建築物の概要	計画部分	既存	また	合
		届出	以外の部分	計
	建築面積	㎡	㎡	㎡
	延べ面積	㎡	㎡	㎡
	高さ	m	m	
仕上げ (材料・仕様)	外壁			
	屋根			
	その他			
屋上設備	種類	構造	高さ	m
附属物等	種類	構造	高さ	m

各部位ごとに、表面仕上げの材料や仕様等をできるだけ詳しく記入してください。
例) 外壁：コンクリート打放し、磁器質小口タイル張りなど
例) 屋根：アスファルト露出防水、棒瓦葺、スレート葺など

備考
同一計画内で建築物等が複数ある場合には、欄を複製して棟ごとに作成してください。
この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

※建築物のほか、工作物、開発行為等、屋外広告物、ソーチライト等の屋外照明設備及びその他景観に影響を及ぼすおそれのある行為に係る届出行為概要書がありますので、行為の内容に応じて、様式にご記入ください。

また、原爆ドーム北側眺望景観保全エリアにおける行為については、建築物や工作物の概要書とは別に、同エリア内の行為にかかる届出行為概要書の提出が必要です。

イ 第二面：「形態意匠の基準」チェック表（景観計画重点地区の例（一部抜粋））

景観形成ガイドライン及び景観色彩ガイドラインの内容を確認して、記載してください。

原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区、リバーフロント・シーフロント地区の場合に、地区の区分を記入してください。

第7号様式（第二面）【景観計画重点地区】

景観チェックリスト
(第二面：基準チェック表)

行為の場所： 広島市 区 町 番

地区の名称： 地区 () 地区 ()
※以下に該当するものがあればチェックしてください。
☐ 主な幹線道路等に面する部分
☐ 主な河川又は港湾に面する部分
☐ リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所
☐ 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア (☐ 第一エリア ☐ 第二エリア)

行為の名称： (建築物等の名称)

協議書・届出書と同じ行為の場所、地区の名称、工事等の名称を記入してください。

【共通】

景観形成の方針	景観形成の方針を踏まえて特に配慮した点	※本市 確認欄
景観計画に定める景観形成の方針 ※地区ごとの景観形成の方針については、景観計画の本編でご確認ください。		

景観計画の本編で地区ごとの方針を確認し、計画に当たって特に配慮した点を記入してください。

【建築物】

項目	形態意匠の基準 ※アンダーライン部分は地区ごとに異なる部分です。地区ごとの具体的な基準については、景観計画の本編でご確認ください。	○：該当 －：非該当	配慮した点	※本市 確認欄	
配置 低層階 緑化	配置、低層階	快速な歩行者空間を演出するため、オープンスペースの確保に努め、壁面デザインを工夫する。 河岸緑地に接する場所では、空地を河岸緑地と一体感を持たせるように整備するとともに、敷地内に河岸や河岸緑地に直接アクセスできるように歩行者通路やビロテイなどを設けるなどの工夫をする。			
	敷地内緑化	敷地内緑化をはじめ、屋上や壁面の緑化に努める。			
	駐車場、駐輪場、ゴミ置き場等	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。また、舗装面は周辺景観との調和を図る。			
	塀、柵	周辺景観との調和を図る。			
	外観	視点場からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。			
	壁面分節化	大規模壁面は、その圧迫感を軽減するため、壁面の分節化を図る。			
	塔屋、屋上設備	スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備は、その突出部分を最小限とし、建築物の主体部分と一体のデザインとする。			
	屋外階段	できるだけ視点場から直接見えない位置に設置するとともに、目立たない工夫をする。			
	仕上げ材質	壁面等の仕上げ材は、耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。			
	室外機、壁面設備	室外機は原則床置きとして、視点場から見えない位置に設置し、視点場以外の地区内の他の通りからもできるだけ見えないよう工夫する。また、壁面設備も目立たない工夫をする。			
バルコニーの洗濯物	視点場から、原則洗濯物等が見えないようにする。また、視点場以外の場所や他の通りからも、できるだけ見えないよう工夫する。				

該当する場合は"○"を付けて、右欄「配慮した点」を記入してください。なお、該当しない場合は"－"を記入してください。

景観計画の本編で地区ごとの基準を確認し、景観形成ガイドラインの内容（P22～P49）を踏まえて配慮した点を具体的に記入してください。

※ 建築物、工作物、開発行為等、屋外広告物及びその他景観に影響を及ぼすおそれのある行為ごとに各地区の「形態意匠の基準」チェック表がありますので、行為の内容に応じて様式にご記入ください。

また、「高さの最高限度の基準」及び「良好な景観の形成のための基準」を有する原爆ドーム北側眺望景観保全エリアや阿武山の範囲における行為については、上記「形態意匠の基準」チェック表とは別に「高さの最高限度の基準」及び「良好な景観の形成のための基準」チェック表（59 ページウ参照）の提出が必要です。

屋外広告物又は掲出物件がある場合、該当する地区等の表を使用してください。

【屋外広告物（続き）】

地区等	基準の区分	屋外広告物又は掲出物件の基準	○：該当 一：非該当	配慮した点	※本市 確認欄
リバーフロント・シーフロント地区	景観形成広告整備地区に共通する基準	周辺の街並みや建築物との調和を図る。	●	●	
		表示内容、掲出数は必要最小限のものとする。			
		形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する。			
		テナント看板等ではできる限り集約化する。			
	地区固有の基準（河川・港湾から見える場所について）	地表から広告物の上端までの高さが10m以下の位置に掲出する。	●	●	
		原則として、ビル名称等又は店名以外の広告物を掲出しない。			
		表示面積が2㎡を超える広告物の地色は、色相が0 Rから5 Yまでの場合は彩度8以下、それ以外の場合は彩度6以下とする。			
地区固有の基準（河川・港湾から見える場所について）	壁面に表示する広告物	点滅又は輝度に変化する広告物は掲出しない。			
		次の条件を全て満たすものについては、高さ10mを超える場所であっても1壁面に1個までは表示できる。 【表示形式・内容】 簡文字又は直塗りて表示する広告物で、ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク） 【文字の大きさ】 縦1.2m以下 【商標・Pマークの大きさ】 縦横それぞれ2.4m以下 【文字・商標・Pマークの色彩】 色相が0 Rから5 Yまでの場合は彩度8以下、それ以外の場合は彩度6以下 【照明】 文字の内部、裏面や背後の壁面に取り付ける照明に限り設置可			
	屋上広告物	掲出しない。			

備考：この表において、「リバーフロント・シーフロント地区のエリア」とは、市街地内の主要河川の区域及び護岸から200m以内の区域で景観計画に示すエリアであるが、ここでは、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区、平和大通り沿道地区並びに縮景園周辺地区と重複する部分を除いたエリアとする。

【屋外広告物（続き）】

※景観形成広告整備地区以外の区域において建築物又は工作物に付帯する屋外広告物又は掲出物件がある場合は、事前協議要綱第2条において、以下の屋外広告物又は掲出物件の基準を景観形成基準としていますので参考にしてください。

区域	屋外広告物又は掲出物件の一般基準	○：該当 一：非該当	配慮した点	※本市 確認欄
広島市域のうち景観形成広告整備地区以外の区域	できる限り最小限の設置箇所数及び大きさとする。			
	文字等のデザイン・色は、ごちゃごちゃしたものやけばけばしいものは避け、建築物又は工作物との調和に配慮する。			
	屋上広告物は設けない。			
	テナント名は、建築物又は工作物の入り口付近にパネル等により集合表示する。			

【その他景観に影響を及ぼすおそれのある行為】

※その他景観に影響を及ぼすおそれのある行為については、事前協議要綱第2条において、景観計画に定める景観計画重点地区又は一般区域ごとの「景観形成の方針」、「形態意匠の基準」、「高さの最高限度の基準」及び「良好な景観の形成のための基準」並びに事前協議要綱に示す「高さの基準」を景観形成基準としていますので参考にしてください。

なお、地区ごとの具体的基準については景観計画の本編、及び事前協議要綱でご確認ください。

区域	基準	○：該当 一：非該当	配慮した点	※本市 確認欄
景観計画重点地区のうち原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（A地区、B地区及びD地区に限る。）・平和大通り沿道地区及び縮景園周辺地区	景観計画に定める景観形成の方針	●	●	
	景観計画に定める形態意匠の基準、高さの最高限度の基準、良好な景観の形成のための基準			
	事前協議要綱に定める高さの基準			

表に示す地区において、景観に影響を及ぼすおそれのある行為がある場合、この表を使用してください。

景観計画又は事前協議要綱に定める基準等を確認し、配慮した点を具体的に記入してください。

配慮した点を具体的に記入してください。

該当する場合は"○"を付けて、右欄「配慮した点」を記入してください。なお、該当しない場合は"-"を記入してください。

該当する場合は"○"を付けて、右欄「配慮した点」を記入してください。なお、該当しない場合は"-"を記入してください。

ウ 第二面：「高さの最高限度の基準」「良好な景観の形成のための基準」チェック表（原爆ドーム北側眺望景観保全エリアの例（一部抜粋））

【建築物、工作物1・2・3】※原爆ドーム北側眺望景観保全エリアの場合に記入してください。

項目	高さの最高限度の基準 良好な景観の形成のための基準 ※アンダーライン部分はエリアごとに異なる部分です。エリアごとの具体的基準については、景観計画の本編でご確認ください。	○：該当 一：非該当	配慮した点	※本市 確認欄
各部分の高さ（標高による）	高さの最高限度の基準以下の高さとする。	●	●	
	※各部分の高さが、高さの最高限度の基準を明らかに下回っている場合は、根拠資料として「高さの最高限度の基準が表示されたひろしま地図ナビ」の写しを添付してください。			
サーチライト等の照明装置	レーザー光線やサーチライト等の照明装置で上空に向かって照射するなど、広島市景観計画に定める南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿に影響を及ぼすものは設置しない。	●	●	

原爆ドーム北側眺望景観保全エリアの場合、この表を使用してください。

該当に"○"を付けて、右欄「配慮した点」に高さの最高限度の基準以下となっているかを記入してください。

該当する場合は"○"を付けて、配慮した点を具体的に記入してください。

4 添付図書

(1) 一覧

■事前協議及び景観法に基づく届出又は通知

行為の 種類	図 書	縮 尺	備考（〔 〕 内は、法、条例等での表記）
建築物・ 工作物に係る行為	付近見取図	1/2500 以上	[建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面]
	現況カラー写真	—	[当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真] 原則、景観計画の形態意匠の基準で示す視点場からのもの
	配置図	1/100 以上	[当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面] 植栽等の様子が分かるもの
	立面図（各面）	1/50 以上	[建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図] 原爆ドームの背景となる阿武山での行為の場合、最高部の標高及び座標がわかるもの
	各階平面図	1/100 以上	建築物の場合等で、階層のあるものに限る
	断面図	1/100 以上	2 面以上
	完成予想図（パース含む）	—	[当該行為後の建築物又は工作物及び当該建築物又は工作物の周辺の状況を示す図面] 原則、景観計画の形態意匠の基準で示す視点場からのもの
	景観チェックリスト（第 7 号様式）	—	—
	付帯等する屋外広告物又は掲出物件に係る図面	1/50 以上	屋外広告物又は掲出物件の図面（大きさ、色彩等の分かるもの） ※事前協議の場合
	景観シミュレーションの結果	—	現況写真に計画建築物等の完成予想図を含めたものなど、当該行為による都市景観に与える影響の分かるもの。 ※高さが 45m を超える建築物及び工作物に係る行為で事前協議の場合に限る
	高さの最高限度の基準が分かるもの（ひろしま地図ナビの写し等）	—	建築物又は工作物の各部分の高さが、高さの最高限度の基準以下であることが分かるもの ※原爆ドーム北側眺望景観保全エリア内の行為で事前協議の場合に限る
開発行為	付近見取図	1/2500 以上	[当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面]
	現況カラー写真	—	[当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真] 原則、景観計画の形態意匠の基準で示す視点場からのもの
	現況図	1/1000 以上	標高差を示す等高線等、当該区域の土地の現況が分かるもの
	土地利用計画図	1/1000 以上	—
	造成計画平面図	1/1000 以上	断面図の箇所を照合できるように記載
	造成計画断面図	1/1000 以上	2 面以上
	設計図又は施行方法を明らかにする図面	1/100 以上	法面、擁壁その他の構造物の立面図及び標準断面図
	完成予想図（パース含む）	—	[当該行為後の土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を示す図面] 原則、景観計画の形態意匠の基準で示す視点場からのもの
	景観チェックリスト（第 7 号様式）	—	—

行為の種類	図 書	縮 尺	備考（〔 〕内は、法、条例等での表記）
土石の採取、鉱物の掘採、 土地の形質の変更、 物件の堆積	付近見取図	1/2500 以上	[広島市景観条例第9条第1項の表の右欄に掲げる行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を示す図面]
	現況カラー写真	—	[当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真] 原則、景観計画の形態意匠の基準で示す視点場からのもの
	現況図	1/1000 以上	—
	計画平面図	1/1000 以上	断面図の箇所を照合できるように記載
	計画断面図	1/1000 以上	2面以上
	完成予想図（パース含む）	—	[当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を示す図面] 原則、景観計画の形態意匠の基準で示す視点場からのもの
	景観チェックリスト（第7号様式）	—	—
設置 又は 屋外 広告物 の表示 又は 掲出 物件の 図面	配置図	1/200 以上	※事前協議の場合
	屋外広告物又は掲出物件の図面	1/50 以上	屋外広告物又は掲出物件の図面（大きさ、色彩等の分かるもの） ※事前協議の場合
設備 の設置 等 の屋外 照明	設置の内容を表す図面	—	※事前協議の場合
ある 行為	行為の内容を表す図面	—	※事前協議の場合

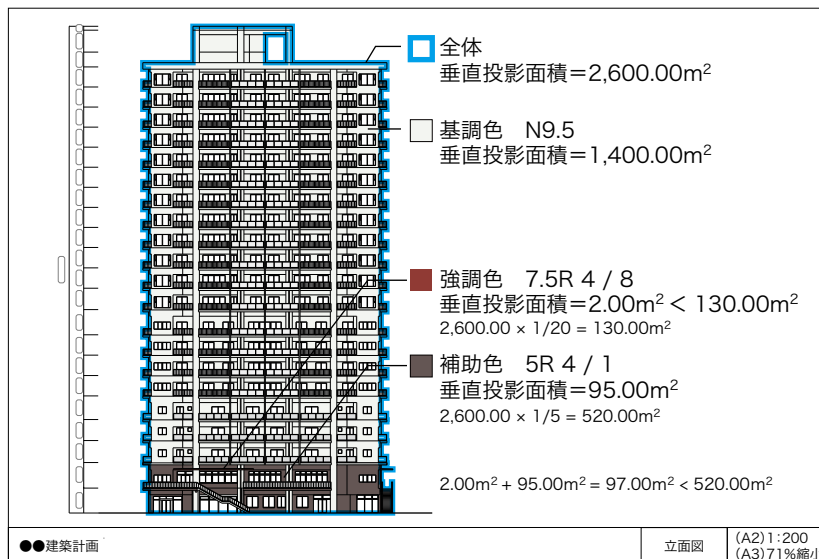
■「事前協議要綱」に定める高さの基準を超える場合の事前協議（高さに関する事前協議）

行為の種類	図 書	縮 尺	備考（〔 〕内は、法、条例等での表記）
建築物・工作物に係る行為	付近見取図	1/2500 以上	[建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面]
	現況カラー写真	—	[当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真] 原則、景観計画の形態意匠の基準で示す視点場からのもの
	配置図	1/100 以上	[当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面] ※植栽等の外構の記載を省略できる
	立面図（各面）	1/50 以上	[建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図] ※各部仕上がり等、高さに関わりのないものの記載を省略できる
	完成予想図（パース含む）	—	[当該行為後の建築物又は工作物及び当該建築物又は工作物の周辺の状況を示す図面] 景観計画の形態意匠の基準で示す視点場からのもの
	景観シミュレーションの結果	—	現況写真に計画建築物等の完成予想図をはめこんだものなど、当該行為による都市景観に与える影響の分かるもの

※行為の規模が大きいため、表に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じた縮尺の図面に変えることができますのでご相談ください。

(2) 作成例

立面図



立面図には、色彩基準の適合を判定するため、基調色、補助色、強調色それぞれのマンセル値を記入してください。

また、補助色、強調色の面積割合の判定が困難な場合は、それぞれの色彩の使用面積について算定式を記入してください。

完成予想図



計画建築物等の完成したイメージが分かるものを作成してください。ここでは、パースの例を示します。

景観シミュレーションの結果



計画建築物等が実際の計画対象地の周辺景観と調和しているかを確認するため、写真上に計画建築物等のイメージを合成した図を作成してください。

なお、作成に当たっては、視点場から見た図としてください。

※この図面等は、あくまでイメージであり、実際とは異なります。

5 手続窓口

手続の種類	行為・地区の区分		協議・届出（通知）先
事前協議 及び 景観法に基づく 届出・通知	建築物の建築等	景観計画重点地区	都市整備局 都市計画課都市デザイン係
	工作物の建設等		
	開発行為等 （西風新都地区内の開発 行為等に限る）		都市整備局 西風新都整備部
	高さ 45m を超える建築 物又は工作物	一般区域	都市整備局 都市計画課都市デザイン係
	高さ 45m 以下の建築物 又は工作物		各区役所建築課
事前協議	屋外広告物又は掲出物件	事前協議要綱に定める地区	都市整備局 都市計画課都市デザイン係
		上記以外の地区において建 築物又は工作物に付帯等す るもの（※建築物又は工作 物が景観法の届出対象行為 の場合）	景観法の届出対象行為の協議・ 届出（通知）と併せて提出
	大切にすべき範囲の上空 に向かって照射するサー チライト等の屋外照明設 備の設置	事前協議要綱に定める地区	都市整備局 都市計画課都市デザイン係
	その他景観に影響を 及ぼすおそれのある行為		



広島市景観形成ガイドライン

広島市 都市整備局 都市計画課 ☎ 082 - 504 - 2277
〒730 - 8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
登録番号 広 K2 - 2021 - 305
令和 4 年 1 月 一部改定

広島市景観計画の本編は、
広島市ホームページに掲載しています。